

米国税務 QI/FATCA 関連情報

2017 年 QI 契約の重要点

アメリカ

2017 年 1 月 16 日

2016 年 12 月 30 日、米国財務省と米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は Revenue Procedure (歳入手続) 2017-15 を公表した。当該歳入手続は 2017 年 1 月から有効となる適格仲介人 (Qualified Intermediary: 以下「QI」) 契約の最終版である。昨年夏の QI 契約ドラフト版 (Notice 2016-42) 公表後に世界中から多数のコメントを受け、また内国歳入法第 3 章¹および第 4 章²の修正により、IRS は契約内容の一部改定を行った。昨年までの QI 契約は 2016 年 12 月 31 日をもって契約期間が終了しているため、QI である金融機関にとっては、2017 年 QI 契約の公表が待ち望まれていた。本ニュースレターでは 2017 年 QI 契約にて変更となったルールを中心に重要点を速報ベースでまとめている。なお、当該歳入手続は下記サイトにて原文を確認することができる。

[Rev. Proc. 2017-15](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF))

1. 定期検証と内部統制の有効性についての宣誓

2014 年に公表された QI 契約では、QI 責任者は遵守体制を確保するため QI コンプライアンスプログラムを構築の上、宣誓対象期間内に一度検証を行い、検証結果等に基づき内部統制の有効性につき IRS へ宣誓することが求められている。2017 年 QI 契約には、検証プロセスや文書作成等に関する詳細についての記載はなく、IRS は今後も公表予定はないとコメントしている。そのため、宣誓を行う際に必要となる、検証の実施方法について QI 責任者に裁量の余地が与えられた。例えば検証の実施者として、QI の従業員(内部)または会計士や弁護士等(外部)のいずれを指名することも可能とされている。また、外部に委託する場合にも委託対象範囲を自由に決定することができる。

宣誓においては、QI 責任者は検証結果に加えて、その他手続やレビューまたは特定の専門分野に対して知識

を持つ他の役員や従業員による宣誓に依拠をすることが認められる。具体例としては、QI は FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法) への遵守が前提であるが FATCA 遵守体制に関しては FATCA 責任者の宣誓に依拠することができるということになる。ただし、QI 責任者は IRS へ宣誓をする上で、自身が何に依拠したかを記録・保管することが求められる。

その他検証および宣誓に関するポイントは以下のとおり。なお、具体的な宣誓方法については、今回公表はなく、今後、IRS から公表予定とされていた。

(1) 宣誓対象期間

QI 契約が有効となる年から完全な 3 暦年目の末日までが宣誓対象期間となる。したがって、2014 年 7 月以前より QI 資格を持つ場合、最初の宣誓対象期間は 2014 年 7 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日となる。一方、2015 年中に QI 資格を取得している場合には、QI 資格取得日から 2018 年 12 月 31 日が、宣誓対象期間となる。

(2) 検証対象年度

上記宣誓対象期間のうちいずれか 1 暦年を QI が選択可能。宣誓対象期間が 2017 年 12 月 31 日までとなる QI の場合、2015、2016、2017 年のうちいずれかを検証対象年度とすることになる。

(3) 宣誓期限

宣誓期限は宣誓対象期間の翌年 7 月 1 日となる。ただし、宣誓対象期間の最後の暦年を検証対象年度として選択する場合に限り、6 カ月の延長が与えられる。したがって、宣誓対象期間が 2017 年 12 月 31 日までとなる

1 内国歳入法 (Internal Revenue Code) の第 3 章 (Chapter 3) では、QI 制度を含む、米国から米国外へ FDAP (配当、利子等の定期定額支払) を支払う場合のルールが規定されている。

2 内国歳入法の第 4 章 (Chapter 4) では、FATCA に関するルールが規定されている。

QI が 2017 年を検証対象年度と選択する場合、2018 年 12 月 31 日が宣誓期限となる。

(4) 検証人の独立性

検証人は、内部または外部のいずれの場合でも、客観的に検証を実施するための十分な独立性を持ち、QI 遵守体制においても必要であればマイナス評価を行うことができる立場でなければならない。また、検証人自身が行った作業(例えば、検証人が設計したシステムや検証人が口座開設において顧客本人確認の有効性を確認した書類等)を検証することは認められない。

特に外部検証人に対する独立性の定義を求める声が多数 IRS へ寄せられたようだが、IRS は特定の事実と状況により判断する必要があるため、明確な定義の記載を見送っている。なお、QI 年次報告における電子報告代行が独立性に違反するかのコメントに対しては、IRS はなぜ独立性の違反になるのか不明瞭と回答している。IRS は、「監査人(Auditor)」を「検証人(Reviewer)」に置き換え、定期検証を客観的に実施するための十分な独立性が存在する限り、定期検証を内部または外部の検証人が実施するよう QI 責任者が準備することができると定めることで、定期検証において財務監査またはその他の監査証明契約の基準を満たす必要がないことを明確化している。

(5) 口座の検証

米国証券を購入する顧客の口座(QI 対象口座)が 60 以上ある場合、QI は 2017 年 QI 契約の付属文書 II に記載のサンプリング手法に基づき、検証対象口座をサンプル抽出することができる。またサンプル抽出された口座の中で過小源泉徴収が発覚した場合には、QI は当該過小源泉徴収額を確認の上、納付および報告することが求められる。

(6) 事実情報の報告

QI は、内部統制の宣誓を行う際に、QI 契約に基づく本人確認、源泉徴収、報告、および適格デリバティブディーラー(Quarified Derivative Dealer: 以下「QDD」)(該当する場合)の義務に関する一定の事実情報(factual information)を報告しなければならない。この事実情報については、2017 年 QI 契約付属文書 I に規定されており、これらの情報の一部は、定期検証の一環として口座および取引のテストを通じて収集される。なお、事実情報の一部において、QI は、宣誓の時点および宣誓対象期間に有効な QI コンプライアンスプログラムを構築していることが求められているので、未構築の場合には早急な対応が必要となるので留意されたい。

(7) 検証の免除

QI 契約ドラフト版で既に公表されたとおり、以下のすべての要件を満たす QI は検証の免除を IRS への宣誓時に申請することができる。ただし、検証の免除を受けるには、IRS の承認が必要となる。

- QI が、FFI(Foreign Financial Institution: 外国金融機関)であり、QDD を選択していない
- QI 連結コンプライアンスプログラム(Consolidated Compliance Program)の一員でない

- 宣誓対象期間内の各暦年について、報告対象金額が 500 万ドル(5,000,000 USD)を超えていない
- 宣誓対象期間内の各暦年について、期限内に様式 1042、1042-S、945、1099 および 8966 を提出済みである
- 2017 年 QI 契約のセクション 10.02 および 10.03 に基づきすべての定期的な宣誓および定期検証に加えて、FATCA に従い義務付けられるすべての宣誓を完了している

免除申請は検証のみの免除であり、QI 責任者による内部統制の有効性に関する宣誓は行わなければならない。また免除申請時には、2017 年 QI 契約付属文書 I の Part I から Part III に記載されている一定の事実情報の提出が求められるが、IRS はこの事実情報の提出のために検証を実施する必要はないとコメントしている。なお、この場合も、事実情報の一部において、QI は、宣誓の時点および宣誓対象期間に有効な QI コンプライアンスプログラムを構築していることが求められているので、コンプライアンスプログラムを構築していない場合には、免除の申請ができないこととなる。

2. 租税条約表明文書の改定

現状多くの日本の QI は QI 上の本人確認書類として、顧客から様式 W-8 の代わりに、IRS 承認済みの KYC ルールに基づく本人確認書類(運転免許証や登記簿謄本等)の徴求を行っている。加えて、米国源泉の配当を受領する等の日米租税条約に基づく軽減税率を適用する法人顧客については、租税条約を適用できる事業体であるという宣誓をするための租税条約表明文書の徴求も求められている。

しかし、内国歳入法第 3 章の修正に伴い、法人顧客からは、今後源泉徴収義務者は受益者の租税条約の適用に係る詳細な情報の入手が必要となった。2016 年 4 月版として改定された様式 W-8BEN-E は、租税条約に基づく軽減税率を適用する際の恩典制限(Limitation on Benefits Article: 以下「LOB」)条項への受益者の宣誓チェックボックスが設けられている。既に旧 W-8BEN-E を徴求済みの場合、当該様式の有効期限まで QI はこれに依拠することができるが、有効期限後は LOB 条項に関する宣誓を含む新しい W-8BEN-E の提出を依頼する必要がある。

一方、KYC ルールに基づく本人確認書類により本人確認を行っている QI は、2017 年 1 月 1 日以降の新規口座開設時に、法人顧客から LOB 条項に関する宣誓文言を追加した新しい租税条約表明文書を徴求しなければならない。さらに、2016 年 12 月 31 日までに既に本人確認済みであり租税条約表明文書を一旦徴求済みの既存顧客については、状況の変化が発生しない限り、2019 年 1 月 1 日までに LOB 条項に関する宣誓を入手することが求められる。

LOB 条項に関する宣誓の徴求を行う QI は、その有効性の確認を行わなければならない。宣誓内容が信頼性または正確性にかけることを QI が実際に知っている、または知り得る場合、当該宣誓内容に依拠することができない。知り得る場合とは、例えば顧客の居住者であると宣誓する国と米国との間に租税条約が存在しないまた

は有効でないことを、IRS が維持管理する米国が租税条約を締結している国のリストで確認した場合となる。

この有効性の確認は、以下のようなケースで適用しなければならない。

- 有効な本人確認書類を QI が既に所有している既存口座については、原則的に状況の変化の発生時のみ
- 既存事業体口座について、LOB 条項を含む租税条約表明文書の取得時
- すべての新規口座について、口座開設時

租税条約表明文書に関してさらに留意しなくてはならない点は、2017 年 QI 契約において新たに有効期限が設けられたこととなる。様式 W-8BEN-E と同様に、租税条約表明文書の署名日から 3 年経過後の年末までの有効期限となるため、有効期限後は再徴求が必要となる。ただし、KYC ルールに基づく本人確認書類についてはこれまでどおり、再徴求は不要となる。

3. 2017 年 QI 契約への更新、契約手続

現在 QI 資格を既に取得済みの既存 QI の場合、2017 年 3 月 31 日までに契約更新手続を行うことにより、2017 年 1 月 1 日にさかのぼって QI 契約が有効となる。更新手続は下記サイトへのアクセスが必要となる。

[QI/WP/WT Allocation and Account Management System](#) (IRS ウェブサイト(英語))

また、新たに QI 資格を取得したい場合にも、これまでの紙ベースでの申請書類に変えて、上記サイトより申請を行うこととなる。新規 QI における 2017 年 QI 契約の有効日は以下のとおり。

- 3 月 31 日以前に締結された場合、同年 1 月 1 日付
- 3 月 31 日より後に締結され、申請者がまだ報告対象となる支払を受け取っていない場合、同年 1 月 1 日付
- 3 月 31 日より後に締結され、申請者が報告対象となる支払を受け取っている場合、承認月の 1 日付

2017 年 QI 契約の有効期限は有効日から完全な 6 暦年の末日までとなる。2017 年 1 月 1 日が有効日となる QI の場合、2022 年 12 月 31 日まで有効となる。

4. みなし利子における第一義的源泉徴収義務

2017 年 QI 契約では、レポ取引または同様の契約、証券貸借取引、または証券ディーラーとしての業務活動に関して所有する担保に関連して受け取る利子、みなし利子の支払についての第 3 章、第 4 章源泉徴収の第一義的義務、第一義的様式 1099 報告、バックアップ源泉徴収義務を、QI が負うことを可能としている。これら源泉徴収義務は QI が当該利子やみなし利子の支払を受領する際に発生することとなる。したがって、QI は、様式 W-8IMY を、当事者として受け取る利子およびみなし利子の支払と、仲介人として受け取る利子およびみなし利子の支払とを区別することを義務付けられることなく、当該 QI が第一義的源泉徴収義務を負う QI であることを宣言する源泉徴収義務者に提出することができる。

5. 適格デリバティブディーラー(QDD)

QDD に関しては、QI 契約ドラフト版に、通達 2016-76 (配当同等物に関する規則である内国歳入法 871 条 (m) についての経過措置) の内容が反映された。また、QI 契約ドラフト版に関するパブリックコメントを勘案し、新たな緩和措置および変更点が盛り込まれた。ここでは QI 契約ドラフト版からの主要な変更点を中心に記載する。QDD および内国歳入法 871 条 (m) 制度そのものについての詳細は過去のニュースレターを参照されたい。

(1) 871 条(m)金額の計算方法に関する簡略化

871 条 (m) 金額の算出については、通達 2016-76 においてネットデルタアプローチによる算出方法の簡略化が公表され、2017 年 QI 契約でも当該通達の内容が反映された。871 条 (m) 金額の算出方法はある原資産の配当に対して、ネットデルタエクスポージャーに単位株当たりの配当金額を掛け合わせた金額となる。ここで、ネットデルタエクスポージャーとは、ある原資産に関して、QDD がディーラーとして保有するロングポジションのショートポジションに対する超過分である。簡略化前の 871 条 (m) 金額は複数の種類の受払いを相殺することによって算出される複雑なものであったが、今回の算出方法の簡略化によって QDD は保有ポジションのネットデルタエクスポージャーに配当金額を掛け合わせるだけで、容易に 871 条 (m) 金額を算出出来ることとなった。

(2) 適格事業体の定義拡大

QDD になることが出来る適格事業体に銀行持株会社および銀行持株会社の子会社が追加され、適格事業体の定義が拡大された。これによってグループ会社のためにリスク管理を行う事業体が QDD になることが可能となった。また、QDD の申請は本店・支店毎に個別に行うことが必要となった。例えば本店とある支店がそれぞれ QDD として活動する場合、それぞれが独立した事業体とみなして QDD として活動要件を満たす必要があり、独立して QDD の申請を行う必要がある。

(3) QDD 納税額に関する緩和措置

QDD は QDD として受払いした特定の支払を記録した調整表を作成の上、調整表を基に QDD 納税額を算出、IRS へ納付および報告することが求められている。QDD 納税額の算出方法、納付方法および報告方法について緩和措置が公表された。

1) QDD 納税額の算出方法

871 条 (m) 金額の算出方法の変更に伴い、QDD 納税額の算出方法についても変更が加えられた。新しい QDD 納税額の算出方法は、ある原資産について、以下 (A) ~ (C) の合計となる。

- (A) 871 条 (m) 金額からディーラーとして受け取った配当に対して QDD が納付した税額を差し引いた金額
- (B) QDD がブロップとして受け取った配当同等物に関する納税額
- (C) 潜在的 871 (m) 取引または原資産に関して、QDD がブロップまたはディーラーとして受け取った配当

同等物以外のすべての支払(配当や利子等)に関する納税額

Account Management System において、更新手続きが必要となる。

また、QDD 納税金額を計算するための猶予期間の確保のため、2017 年中において、QDD はディーラーとして受け取った配当、みなし配当および配当同等物について納税義務は生じない。ただし、QDD がプロップとして受け取った配当、みなし配当および配当同等物、および、QDD がプロップまたはディーラーとして受け取った他のすべての米国源泉 FDAP 所得については納税義務が生じる。

2) QDD 納税額の納付方法および報告方法

QI 契約ドラフト版では QDD 納税額の納付は源泉徴収額の納付に関するルールが適用されていたが、2017 年 QI 契約では QDD 納税額に対しては納税に関する他の一般原則(典型的には四半期毎に見積納税額を算出し、他の納税金額と合算して納付を行う)が適用され、QDD 納税額の報告方法についても様式 1042 による報告から今後発表される適切な様式による報告に変更された。

(4) 証券貸借取引および現先取引に関する緩和措置

QI 契約ドラフト版によると、適格証券貸付業者(Qualified Securities Lenders: 以下「QSL」)の制度が廃止され、QSL のステータスを継続して証券貸借取引および現先取引を取り扱う場合には QDD になる必要があった。この場合、QDD は証券貸借取引および現先取引を仲介人ではなく契約当事者として行うものとみなされることとなっていた。2017 年 QI 契約では緩和措置が公表され、証券貸借取引および現先取引を仲介人として行う場合には QI は当該取引において QDD になる必要がない旨が公表された。また、通知 2016-76 に記載のとおり、2017 年中は通知 2010-46(QSL に関する通知)に依拠出来るため、2017 年中は QSL のステータスが引き続き有効となることとなる。ただし、証券貸借取引および現先取引を契約当事者として行う場合には QSL ではなく QDD として行う必要がある旨は注意が必要である。

(5) 1042S 報告の個別報告

2017 年版様式 1042S では、Line 12b に源泉徴収義務者(Withholding Agenet)の Chapter 3 ステータスコードの記載が必要となるが、QDD としての支払である場合には、35(QDD)、QI としての支払である場合には 12(QI)を入れる。したがって、QDD として活動する QI は、QI および QDD としての活動毎に個別に様式 1042S により報告する必要がある。また、源泉徴収義務者が QDD に対して支払を行う場合は QDD 毎に個別に 1042S 報告が必要となる。

おわりに

今回も 2014 年 QI 契約の期限切れぎりぎりになって、ようやく、2017 年 QI 契約が公表された。デロイトトーマツでは、年始より資料の読み込みを行っており、ようやく、ここに速報版をお届けすることができたが、引き続き 159 ページにおよぶ契約内容の詳細の分析に加え、翻訳の作成を実施している。ニュースレター本文に記したとおり、既に QI として活動している 200 社余りの日本の金融機関は、新しい、QI/WP/WT Application and

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク マネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを必要とします。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.